

20 番 川原議員

川原議員／皆さん、おはようございます。ただいま、議長より登壇の許可をいただきましたので、新政策研究クラブ、川原千秋の一般質問を始めさせていただきます。

一般質問も4日目、最終日となっていますので、皆さん大変お疲れと思うので、前置きはやめて、さっそく質問に入りたいと思います。

今回、4項目について、質問してまいります。

まず1項目の市税等の滞納問題について。1点目は、本年の3月議会でも取り上げました、債権管理条例の制定の進捗状況について。2点目に、ファイナンシャルプランナーの活用について。

今大きく2項目目には、市民サービス向上へ向けた総合窓口の現状と課題。

3項目に、市民からの苦情が大変多い、野良猫対策について。

最後の4項目目は、企業誘致の考え方について、順次質問をしてまいりたいと思います。

まず、債権管理条例の制定について。議会の一般質問でも取り上げまして、そのときの部長での御答弁では、平成25年度中に制定ができるように進めて行きたいと御答弁をいただいていたわけですが。現在の、進捗状況について、まず、お伺いします。

議長／松尾政策部長

松尾政策部長／おはようございます。先の議会で、議員さんから御意見をお聞きしましたあと、各課の保有している市の債権について、調査、現状把握を行い、整理を行っています。その後、債権条例管理の答案を作成しておりまして、ほかの条例との関係もございしますので、内容について、精査をしているところです。

本年度中には、まとめを行いまして、議会に上程をしたいと思っております。

議長／20 番 川原議員。

川原議員／25年度中に、議会に上程をしたいと御答弁でございますので、期待しております。債権管理条例の制定と、目的といいますのは、保有する債権をより適切に管理するために、この債権管理条例、管理に関する事務の処理とかを明確にして、いっそうの適正化と効率化を図って、公正かつ厳格な行財政運営をすること、というのが目的となっております。本市におきましても、24年度の収入未済額で言いますと、約3億9500万円、国民健康保険税では、約3億5500万円と、前年度よりは若干減少したものの、依然としては多額な状況が続いているわけでございます。持続可能な市政運営を行うためには、自主財源の確保、これが一番重要な条件になっている。このことを職員の一人ひとりが認識をして、各種未収金の縮減や、利用者の負担の適正化に努めて、積極的に徴収対策を推進することが大変

重要なことだと思います。

このようなことをすすめていく上で、今回の債権管理条例の制定の意味があるわけですが、条例をつくっても、どう運営していくかが、今後の課題だというふうに考えますが、今後どのような対策を講じられるかお伺いします。

議長／松尾政策部長。

松尾政策部長／議員さんおっしゃいますように、条例を作れば良いというものではないので、条例制定の目的にそって、債権を適正に管理することが大事でありますので、そのために、マニュアル的なものを作りまして運用をしたいと思っています。さらには、職員の研修についても大事なことじゃないかと思っています。

議長／20 番 川原議員。

川原議員／今、ご答弁いただいたように、職員の研修、それから債権マニュアルの整理、そしてそれをどう運用するかが、重要なことです。研修については、例の取り組みや、事例等を参考に、担当職員の事務能力や徴収技術の向上を図るために、研修会とか、定期的な研修会を行うというのが大変重要だと思います。また、各債権の法的根拠。わかりやすいですね、債権の法的根拠。統一した債権管理を行うことが、一番重要だと思いますが、統一した債権管理を行うこと、これについての考えをお伺いしたいと思います。

議長／松尾政策部長。

松尾政策部長／ご指摘をいただいておりますように、今後、制定する条例に基づきまして、回収対策などを積極的に推進していきたいと思っています。本市の徴収対策を強化し、歳入の確保に努めていきたいと思っています。

議長／20 番 川原議員。

川原議員／先進自治体(?)条例等も参考にさせていただいて、よりよい武雄市の管理条例が制定されることをよろしくお願いします。

次に、2 点目のファイナンシャルプランナーの活用についてをお伺いします。

このファイナンシャルプランナーとは、顧客の相談に応じて、資産についてのデータを収集分析して、人生設計や利用者に合わせた財産形成の立案や、アドバイスを行う専門家と言われていますが、今回のこの質問は、ファイナンシャルプランナーを活用して、市税等

の滞納に対し、生活改善の訪問(?)を行い、収納率の向上につなげられないかというような質問です。

滞納者の中には、収入、ローンの返済、さまざまな問題をかかえています。

自立的に問題の解決が行えない方がいらっしゃるわけです。そこで、滞納相談者の家計や支出を総合的に判断し、指導を行い、救済と支援をはかる。それを納税につなげていくのが、ファイナンシャルプランナーの導入の目的です。

この生活改善事業として、ファイナンシャルプランナーの導入について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

議長／松尾政策部長。

松尾政策部長／滞納者の徴収については、資力がある滞納者に対して、財産を差し押さえることによって、対応していますが、負担等を抱え、資力がないという滞納者への対応については、非常にいろんな問題が思っております。

県内の市、町でも、ファイナンシャルプランナーを採用して、収納率の向上につとめているところもあります。無駄な支出があることについては、いろんな改善の方法があると思いますので、こういった制度を取り入れて、無駄な支出を抑えるということで、経済的な自立をうながして、納税率につなげるというものでございますので、そういった事例を研究しながら、前向きにとりくんでいきたいと思っております。

議長／20 番 川原議員

川原議員／前向きに、取り組むということで、ぜひこれを、導入していただきたいと思います。と言いますのは、県内でも、部長が申されましたように、伊万里市、鹿島、有田は導入しているわけです。そこそこ実績を上げていると聞いています。

例えば、伊万里市では、2010 年度、約 800 万の税収増。福岡県ですが、春日市、ここでは、2012 年度に 1500 万円の税収効果があった。長崎県平戸市では 2012 年度、3400 万円の税収増につながったと、このように税収効果が期待できるのではないのかと思います。生活改善事業の取り組みが、全国に広がっています。そういうことを見ますと、本市も、早急にファイナンシャルプランナーを活用していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

議長／松尾政策部長

松尾政策部長／どうしてもとめきれない、納税者の方がいらっしゃいますが、要因として、生活の中で無駄部分があるということです。そこら辺を改正指導しまして納税につなげる

という結果になりますので、できれば、来年度からでも取り組んでいきたいと思っております。

議長／20 番 川原議員

川原議員／ありがとうございます。

これは、費用対効果を考えると、市のほうにも、税収増につながりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、市民サービス向上へ向けた総合窓口について、お伺いします。

市役所の窓口には、転入転出、その他さまざまな手続を行うために、市民の方が来庁されている。

市民課の窓口だけですむ、簡単なものは良いですが、いくつもの部署を回らないといけない、そういった手続になると、市民の皆さんもわかりづらいと、そういうふうに感じてる方もいらっしゃると思います。

まずお伺いするのは、住民異動に関する届け出に関する、市民への周知の現状ですが。

住民票届け、各種届け出をする際に、どのような手続が必要か。そういったものをまとめたガイドブックとか、チェックリストとかそういうのがあれば、市民にとってわかりやすくなると思いますが、現在、ガイドブックとか、手続に関するお知らせとかはどのようなになっているか、お伺いします。

議長／山田くらし部長

山田くらし部長／いろんな移動届け出をするときのガイドブック等についてですが、合併当初、暮らしの便利帳を作成していて、御案内を全市民にしたところです。

しかしながら、庁舎内だけでも、課の名前、名前、電話番号など、そういう形でほぼ毎年変更になる部分が有り、そういうことで、改訂版は作成をいたしておりません。窓口に来たときに、転入転出については、A4 の紙 1 枚にして、こういう手続が必要ですとお配りして、待ち時間の間に、見ていただいて、取扱いをしています。

死亡届につきましては、家族の方以外が来る場合もあります。そうことで A3 の 1 枚というところで、こういう届け出がありますよと、該当する部分がございましたら届け出をしてください、とご案内をしているところです。

議長／20 番 川原議員

川原議員／私も、窓口からいただいてきました。

今、部長がおっしゃるように、武雄市に転入された皆様へと書かれた用紙があります。そ

れから、保存版として、電話帳業務ご案内といったものもございます。それから、武雄市の地図と言いますか、こういうのがありますよとか、そういうものもございます。それから、ごみの分別ハンドブック、保存版。それから、災害時の要援護者の支援マニュアルとか、そういうものを対応されていますが。このことは後であとで触れますが、住民異動手続き、どうしても関連する部署、課は、まわらなくてはいけない。そうなったときに対応というか、例えば、市民課にいて、次はどこに行かなくちゃいけない、といったときにどういった対応を取られているのか、お伺いしたいと思います。

議長／山田くらし部長

山田くらし部長／市民課に各種異動届け出を送られる場合については、まず市民課で手続きを行います、必要に応じて、健康課、支援課、そういうところに市民課の職員がついていて、ご案内をしています。

議長／樋渡市長

樋渡市長／これが時代遅れだと思います。ですが、システムでどうしてもそうなるを得ないと。

一定評価をいただいているのが、市民の皆様が、ある窓口のお越しいただいたときに、ちゃんのご案内をするということで。しかし、足がどうしても不自由な方は、歩かなきゃいけないわけです。しかも、今、例えば、同時に来られる方もいる。例えば、転入届と同時に、自分の住宅を新しくするときには、まちづくり部に行かないといけないということがあるんですね。そういったときに、今のやり方だと、支所まで行かんといかんですよ。そうするとこれは市民本位じゃありませんので、これは、きのう吉川議員にもお答えしたとおり、一旦その ICT の力を借りて、1人ひとりの職員が、そこでいくつもの仕事をさばけると、ですので、そういうふうに、1人の職員が、そこでいくつも来た申請書をそこでさばけるようにしたら、そこに来られた市民の方、住民の方っていうのは、動く必要はないわけですね。そういうことで、私はこれから、よくよく考えて見れば全員が窓口になるということで、ぜひそういう、きのうの吉川議員のご指摘も踏まえて、そういう形にもっていきたいと思っています。

幸いにして私どもは、耐震化がここはなっていませんので、庁舎を改築しなきゃいけない、新築しなきゃいけない。そのときに、そういうことできるような物理的な配置、職員がそのようなことができる、ノウハウの確立。もうひとつが、それを支える ICT です。これは、IT 特別委員会の黒岩委員長のアドバイスに従って、そういうシステム構築をしたいと思うので、今の課題になる部分は相当クリアできると思っております。

議長／20 番 川原議員

川原議員／そこで私が、用意しました…。

北海道の北見市というところですが、ここはそういうのをインターネットに掲載されていて、***でも配布をするということですが、人生の出来事の例という形で、引っ越しの場合は転入届、転出届を提出と。誕生で出生届、結婚の場合は婚姻とか、このように見ると、わかりやすいと思います。

そして、その中でいろんな部分がございますので、市長がおっしゃいましたように、合わせて手続きをしないといけないのが、いっぱいあるわけです。そういった中で、これがチェックリスト、チェック表でございますが、例えば、転入の部分ですが、小学生、中学生のお子さんがありますかとなれば、手続きはこうで、必要なものはこれで、担当の課、どこでできるのかまで、書いてあるわけです。インターネットですから、転校手続きをクリックすれば、その情報が出てきます。そういった形で、質問形式、必要なもの、こういうふうな一目でわかるような形になっておりまして、検索すれば、どんどん、自分の思うところに繋がっていくというようなものです。

こういうものが、今度のマニュアルづくりにもぜひ、役に立つのではと思っているところではございます。どうしても、先ほど市長が申されたように、今の状況では、どうしても各課を回らないといけない、案内をして親切にしていると思いますが、どうしても回らないといけない。どこの部署に行っても全ての手続きが済むという、ワンストップサービス、それが一番望ましいですが。我々も IT 行政特別推進委員会、ワンストップサービスの実現に向けて、システム構築を進めていますが、なかなか、進まない状況で、手始めといいますが全ての手続きに関する業務マニュアル、そういうことを早急に整備しないといけない、こういうものを活用したらどうかと思います。執行部としては、ワンストップサービスをどう考えているか伺います。

議長／樋渡市長

樋渡市長／武雄市議会には感謝します。北見市の例をだしたじゃないですか。

われわれはパソコンを持っているので、北見市を拾えるわけです。すぐ、検索ができます。それで見てみました。私はこういう性格なので、思ったことを言います、見にくいです。しかも、どこにはいったらいいかわからない。多分、馴れている人はできるんですけど、私みたいに、初めて見た人は正直言って、見にくい。そういった中で、私どもとしては恐らくね、武雄市としてどんなに見やすいものをつくっても、これをご覧になる人ほとんどいないと思うんですね。文字もいっぱいだし。これ、来られた方は、庁舎の件は3～4年かかるので、その間に、来られた方が一目でわかるように、パンフレットなどを作る必要があるとおもいます。それは、用途が違う場合があって、全部をしにくるわけではないし、

年齢層によっても違いますので、それは作りたいと思います。

僕は北見市さんに、これは凄いなと思ったのが、スタッフ、少なくとも、私のところでもみれましたが、ものすごくきめ細かいです。これをされると、さすがに、ちゃんとやってるんだということについては、評価すべき話だと思いますので、良いところは、しっかり見習って、やってまいりたい。そういう意味では、紹介をしていただいた、川原議員さんと北見市さんには、感謝を申し上げたいとこのように思います。

議長／20 番 川原議員

川原議員／ぜひですね、利用する市民の目線といいますか、それに立った、どこの部署からでも、手続きができれば、そういった IT システムの活用ができるように、体制整備をお願いしたいと思います。

次に、野良猫対策についてお伺いをしたいと思います。以前から野良猫については多くの住民が大変困っているわけでございます。例えば、庭にフンをする、花壇を荒らす、ゴミをあさる、それから、自動車等にも傷を付けると。また、深夜の鳴き声がうるさくて眠れないなど、被害はさきに渡っていますが。それはその自治体の問題でもあります。

本市に寄せられる市民からの苦情や相談。どのようなものがあるか、状況はどうか、お伺いします。

議長／森まちづくり部長。

森まちづくり部長／野良猫の被害、あるいは苦情相談ということですが、平成 23 年度で 6 件、平成 24 年で 7 件、25 年で 1 件、いまのところ 3 年間で 14 件となっています。

苦情内容につきましては、近隣住宅へのふん尿の被害。多頭飼育、これは 6 頭以上の飼育しているところ、そういったところの鳴き声等の被害に対する苦情。野良猫へのエサやり。そういったのがあがっております。

議長／20 番 川原議員

川原議員／過去の 3 年間の苦情件数ということで、平成 23 年は 6 件、24 年度 7 件、25 年は 1 件ですが、苦情件数は思ったより少ないかなと思いますが、記録に残ってないこともあるということでございますし、確認はしていませんが、保健所に苦情が寄せられているかもしれません。苦情が言いたいけど、近所づきあいがあって言えない方もあるかとおもいます。

苦情の内容としては、ふん尿の被害が一番多いと思います。それから多頭といいましたが、多頭飼育というのは、保健所に届けなくてはいけないのですが、そういったのは市民の方

はあんまり知らんのかなと。指導はされていると思いますが、市報とかでも周知していたいただければとおもいます。

野良猫へのエサやりとありますが、いろいろな市民からの苦情が、市に対してあるわけですが、市としてどのような対応を講じられているか、お伺いしたいと思います。

議長／森まちづくり部長

森まちづくり部長／野良猫へのエサやり等への訪問指導をしていると。エサをやることで、猫が増えて被害がでているために、直接会って、指導をしていると。

それから、多頭飼育。武雄市内に今、届け出が出ている分につきましては、6件ありますが、そういったことについては、地区と連携をしながら対応をしているところです。先ほどおっしゃられましたように、多頭飼育については、保健所への届けが必要となっています。地区への回覧や市報での呼びかけをしていますし、飼い猫への避妊・去勢手術の補助制度を平成23年度からやっているところであります。

議長／20番 川原議員。

川原議員／対応はよくわかりましたけど、担当としても、住民の苦情がいろいろくると思いますが、地道によくやっているといます。

しかしながら状況はなかなか改善しないというか、あまり変わってないわけです。もちろん猫は、動物愛護法によって、野良猫であっても捕獲をすることができない。これ以上野良猫を増やさないためには、まずは、猫を捨てないこと。それから、猫にエサをあたえないこと、猫に不妊・避妊去勢の手術すること、そういったことは大変重要ですが、そこで提案でございますが、野良猫対策の一定のルールが必要だと思います。

近年、各地の自治会で野良猫の増殖を抑制するなどを目的とした動物愛護、及び管理に関する条例が制定されているわけです。例えば、伊万里市では、野良猫や鳩にエサをやり続けている人に、飼い主としての責任で飼育をするように即すと。そういった条例が制定されています。

これは動物愛護法に基づき、エサやりを禁止するのではなく、エサやりをする人を飼い主とみなして、責任を明確にし、健康管理や去勢・不妊手術などの適切な飼育を指導するもので、罰則はありません。ただ、条例によって、勧告・命令ができるといったものです。そのような条例化をすることによって、飼い主の、市民の方のモラルの向上につながるのではないかと、そのように思うわけですが、条例制定についていかがお考えか、お伺いします。

議長／樋渡市長。

樋渡市長／条例制定の前に、やるということがいくつかあると思います。

1つは、伊万里市さんが動物愛護の条例をされております。ほか、今ここで調べてみましたが、例えば新潟市でも、動物愛護条例があって、新潟市の場合は大きな市ですので、そういう意味では、県民がふよう(?)をされています。

伊万里の状況を確認したいと思ってるんですけども、おそらく今のまんま、条例を作ったにしても、おそらく何も進まないと思います。それまでに、やるべきことをやると。例えば議員からご指摘のあった避妊の話とか、駆除と言ったら失礼な言い方になるかもしれませんが、そういったことであるとか、被害の防止とか、さまざまなことをやると。

今、動物愛護団体から直接私が言われていることは、もっと里親制度の周知してくださいということ。これは野良猫だけではなく、犬が対象となるんですけども、そういったこともかなり言われていますので、ただし、これはご案内のとおり、動物愛護の権限については、佐賀県の場合は佐賀県にありますので、私どもがいくら頑張っても限界があるということ、事実ですので、それは申し上げたいと。

一方で、県との連携は絶対に必要です。それとともに、先ほど申し上げましたように、県の事務事業であっても、市民の価値を向上するものであれば、市はもっと告知をすべきだという考えに私どもはいたっていますので、1回これは、以前、黒岩幸生議員さんから…。何とか詐欺、振り込め詐欺等で指摘があったのですか。すみません、送りつけ詐欺ですね。送りつけ詐欺のときにご質問があったときに、市報の表紙にどんと載せたときに、反響があるんです。私もそこにも載せてもらって、ありがとうございます。あれによって、実は救われましたという声を聞いています。ですので、市報の持つ意味というのは大きいものですので、そういう意味で野良猫に限らず、野良犬もそうだと思いますし、広く動物愛護の観点から、一旦特集を組みたいと思っています。だけど、どの時期に組めばいいか、もう少し調べてからゆっくり腰を据えてやるのがいいか、その判断は私どもにらせていただきたいと思います。

いずれにしても、それをやってどうしても条例が必要だということであれば、よく議会と相談をしてまいりたいと思います。

議長／20番 川原議員。

川原議員／私は条例化の提案というのは、結局は飼い主の方とか、エサをやっている方のモラルですね、しっかり持っていただきたいという意味でのものだと思います。ですから罰則規定などは一切ないです。

そして、問題はですね、今そういう被害にあっている方と、野良猫にエサをやっている方とのトラブルというのでも発生しているわけです。全国的にも見られることでございますけど、そこで何か対策ということで、先ほどの条例化ともいいましたが、一番いいのは、野

良猫を増やさないのが一番いいことございまして、野良猫に対する不妊・去勢の手術を施す。飼い猫には不妊・去勢の助成金をやってられますが、これを野良猫をですね、不妊・去勢手術を施すというようなことに、補助金を出せないものか。要は、野良猫を減らすと、例えば、野良猫が近所にいて、それを自分の自費で不妊とか去勢もされている方もいらっしゃると思います。

佐賀市の例ですが、地域猫活動がありまして、これはそういう団体の方が、そういう地域にいる野良猫を不妊・去勢の手術を施すと。野良猫は増えてくれば、かわいそうなわけですよ。交通事故にもあうし、どうやって死ぬかわからない。産まれてきて、かえって不幸というのがありますので、そういう意味でその団体の方が活動されているわけです。

本市としても、そういった金額は上限を決めて結構だと思いますが、野良猫に対しての不妊・去勢を行っていただいているグループ等がございましたら、そういう団体に対して、助成ができないのかということについて、伺いをしたいと思います。

議長／樋渡市長。

樋渡市長／私、もともと役人をやっていますので、これがはたして、飼い主じゃない人、あるいは団体に対して、補助金ができるのかどうかというのは、少なくとも私の昔の役人の感覚だと、ずれがありますので。ただし、例えば佐賀市はされているわけですよ。佐賀市に聞いてみたいと思います。それと団体に聞いてみる。なおかつそれが効果が…効果があがっていると思いますよ。そういう効果について、一旦、こっちのほうで調査をしたいと思います。検討しますとは言いませんので。検討するということは、しないということですから。調査はちゃんとしたいと思っています。

ですので、こういった地域猫という言葉も、僕は初めて聞きました。

そういうふうに、野良猫っていうと負の財産みたいになるじゃないですか。

言葉をちゃんと置き換えていうのは、それは前向きに対処をしましょうということです。で、いいことを教えていただいたなと感謝をします。

議長／20番 川原議員

川原議員／ぜひ、調査をしていただきたいと思います。

最後にもう一つ。被害に遭っている方がたくさんいるので、猫の侵入するのをいかに防ぐか、そういうことの提案ですが、これは金がかからないやつなんです。例えば、たばこの吸い殻を解かした水や塩素系漂白剤を薄めた物、それを猫の通り道に散布するといったこととかですね、ほかには木酢とか、本市の特産のレモンガラスも効果があると聞いています。

もちろん、それらの方法は、まいたら、それで効くのかということではありません。何回

か繰り返す間に、だんだん猫が来なくなるということです。ほかにもいろいろ、猫が来ないように、お金をかければいろんなものがあると思います。

猫の侵入防止対策を武雄市長は、市報で特集を組みたいというようなご答弁をいただきましたので、防止策も、ぜひそこに記載をしていただきたい。そうすれば被害に遭ってる方も、ああそうか、そんなことをしたら来なくなるかなとなりますし、住民間のトラブルの改善にもなると思いますので、その辺りは、いかがでしょうか。

議長／森まちづくり部長

森まちづくり部長／先ほど市長が申しました、他市の状況も踏まえて、いい事例があったら、そういうのを含めて、広報のほうに載せながら、住民への周知をしていきたいと思っています。

議長／20番 川原議員

川原議員／野良猫の問題は、大変難しい問題だと思いますが、人と動物というのは共生ですね。動物が共生できる社会の実現に向けて、よりよい対策を講じていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

次は、企業誘致の考え方ということで、お伺いをしたいと思います。この企業誘致は、地域経済の活性化とか、雇用の場の確保を図る上で大変有効な手段ということですが、全国の多くの自治体が優遇措置を講じて、誘致合戦を行っています。本日も若木の工業団地がほぼ完売したということで、次の受け皿として、北方町に武雄北方インター工業団地を県と一体となって、新産業集積エリアとして整備を行ってきました。平成23年10月より分譲を開始してから、約2年が経とうとする中、昨日の吉川議員の質問の中で、現在交渉中というか、ほぼ決まっているということでした。

ほかにも交渉中でそういう企業があれたら伺いたいのですが、いかがでしょうか。

議長／北川営業部理事

北川営業部理事／現在の企業誘致の状況ということでございます。1社内定という状況です。これは皆様方の御協力のたまものだと考えております。

引き合い状況でございますが、アベノミクス等で、自動車産業等、ある業種によっては明るい兆しは見られますが、総じて現在の経済情勢、あるいは設備状況等をみますと、厳しいものがあります。そういうことで、武雄北方インター以外にもありますが、まだ具体的に立地につながってはいません。現在、交渉は進めていますが、まだ実現までにはいたっ

ておりません。

議長／20 番 川原議員

川原議員／状況はわかりました。

今のところ、誘致にむすびつくような企業というのは、あまりないと、そういった答弁ではございますが、では起債について、おうかがいします。

武雄北方インター工業団地、この起債の総額いくらで、返済の開始はいつから始まるのか。どのようなやり方で返済をしていくのか、お伺いをしたいと思います。

議長／北川営業部理事

北川営業部理事／起債の状況についてでございます。

武雄北方インター工業団地については、全額記載で要請をしまして、記載総額については、24 億 3000 万という状況でしたが、一部***市さんの分譲をいたしました結果、現時点で 23 億 5840 万が、記載の残高です。それについては、第 1 回目の記載の償還予定は、27 年 3 月の 25 日、金額は 7 億 3000 万です。第 2 回目が、平成 28 年の 3 月 25 日、金額は 16 億 2500 万です。近々、内定をするという企業については、3 ヘクタールなので、この分で約 4 億の収入があります。それを起債を償還しますと、起債残額は約 19 億 6000 万が残高です。返済方法につきましては、満期一括償還ということで、借り入れの 5 年後に返済をするというふうになっております。

現時点につきましては、工業団地の用地の分譲費にあてておるところでございます。

議長／20 番 川原議員

川原議員／第 1 回目の償還予定が、平成 27 年 3 月 25 日、あと 1 年半ぐらいしかないわけですが。

先ほど、答弁聞き取りにくかったんですが、もう 1 回、聞きます。

それが期日までに売却ができないことになれば、今借りている分をどうされるのか、お伺いしたいと思います。

議長／北川営業部理事

北川営業部理事／現在の償還は 5 年で、借入を行っていますが、万が一、分譲が実現しなかった場合は、返せない状況になります。満期日前に完売ができなかったらということでございますので、その分につきましては、残った金額について借り換えを行うということ

でございます。

議長／20 番 川原議員

川原議員／借り換えを行うということは、当然返済額が多くふえてくるんじゃないかと思いますが、さまざまな優遇処置を、最大6億円の補助金制度を設けて、企業誘致に取り組まれてきたわけですが、なかなか思うように企業が来てくれないということで、起債の償還期日も期間も迫っている状況の中で、先ほどお話として出たわけですが、工業団地だから、例えば製造業とか、食品加工業など、自動車産業、そういった工業系の企業だけしか誘致ができないのかどうか。昨日の答弁では、そういう縛りがないという答弁でしたが、もし、ほかの業種というか、可能であるならば、工業団地の使い方というか、目先を変えてですね、例えば大型の商業施設とか、きのうも出ていたスポーツ施設、宿泊施設、大型のスポーツ施設など、違う業種の誘致ができないかと思ったのですが、そこで御紹介をします。

インター工業団地の全体図ですね。実は、これは福岡県の久山町というところに、トリアスという大型の商業施設です。この中には、コストコという、コストコという商業施設が入っているわけですね。これは、アメリカ系列というか、外資のお店です。倉庫型店舗というか、そういうことでものすごく、家庭用品だったらここで揃わないものはないというくらい、品数も豊富で値段も安く、来店客も多いというお店です。いろいろなものが、とにかくスケールが大きいです。トイレットペーパーも大きいのがあったり。1つのカートンで買ったり、スケールが大きいお店です。これが中ですね。これはお肉か何か。こういうかたちで、なかなか素晴らしいお店でございます。

そういうことでご紹介しましたが、このお店、敷地面積が27万4000平米、7万7200坪。東京ドームが5個分入ると。家庭用品が何でもそろそろ。売り場面積も1万3000平米、4000坪。トリアスの中にはいろんな業種がありまして、ホームセンターとか生鮮市場、レストラン、アウトレット、シネマ、ペットショップやガソリンスタンド、いろいろなものがあります。家族がそろって楽しめる大型ショッピングセンターと思います。

このような大型商業施設ですと、地域の活性化にもなりますし、雇用の創出にもつながってくると思いますので、現在取り組んでおられる企業誘致とも合致すると思うので、こういうものを、それも1つの企業誘致と考えられないかと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

議長／樋渡市長

樋渡市長／確かに、企業誘致の1つだと思いますが、コストコ等の誘致については、私は絶対反対です。それをやったら、地元の商店は確実に売り上げが減っていきます。コスト

コさんが、例えば、例をあげて申し訳ないですが、自分たちのリスクをしょって、自分たちで土地を買収してということに対して、私どもがということについては、それは誘致の余地があると思いますが、しかし、県と市と力をあわせて誘致をして、そこに僕はコストコ等を誘致するというのは、先ほどの地元の商店街に与える影響、それと、実はそんなに雇用を生まない。ですので、そういう意味からも反対。コストコがすつとこどっこいになってしまう可能性がある。ですので、そういうことはしません。

ですが、私は川原議員に敬意を表したいのは、いろんな考え方を教えてくださるという意味で、やはり北川理事からありましたように、なかなか厳しい状況であるとするならば、市民価値が上がるもの、市民福祉の維持向上につながるものなら、それはね、大胆な決断が必要だと思っています。

今までのように、野ざらし…例えば、周知があったじゃないですか、1円オークションで。マスコミから批判は受けましたけど。議会は賛同していただきましたので、議会に感謝したいと思いますが、そういう意味で放置しておくということは、市民価値が下がると判断しているので、どこかのタイミングで方針変更が必要ならしていく必要があると思います。貴重なアドバイスをありがとうございます。ちなみに、私コストコ好きですので。

議長／20番 川原議員

川原議員／今回、提案したのは、商業という部分がなかなか難しくて、なかなか先に進まない、返済が迫っているということで、こういう提案をした次第です。ヒントは、たまたま、飲食店関係の奥さんですが、あんな広いところだったら、コストコみたいなのところがあればいいなおっしゃって、そういう使い道もあるのかなと思うのがヒントでした。

企業誘致については、いろんな方に支援をいただき、本市の商工会議所とか商工会、全国ネットもごきますし、もちろん地域の活性化とか雇用の促進にもお力添えをいただかないといけないが、市長は商工会議所とか商工会にどのようにかかわっているのか、おうかがいしたい。

議長／樋渡市長

樋渡市長／言うまでもなく、商工会議所、商工会は、大切なパートナーです。その証拠に、例えば、今朝の西日本新聞を見て驚きました。見開きで一方で北九州の商工会議所の会長が右にいて、左に***がいまして。見開きですよ。市民がみると、車の両輪だと。よく市の行政と議会は、車の両輪という例えをするんですけど。経済界でいうと、市と商工の団体は、車の両輪なんですね。そういういみでいうと、商工会は関係が良いです商工会においては、さまざまな意欲的取り組みがあって、青年部だったり、商工会の会長さんだったり、非常にパートナーシップが私どもととれている。

一方で、商工会議所はどうかというと、半分は僕の責任です。やっぱりですね、議会の場で、今般の、正月の新年の名刺交換会に出ないとか発言したり、いろいろなことを言ってきたのは、私の不徳の致すところで、半分は責任があると思っています。それは、商工会議所の皆さんや関係する市民には、お詫びを申し上げたいと思います。

ですが、一方で、今の会長さんがどうだったかと、ぜひ申しあげたいと思いますが、私も公人で、会長さんも公人です。その中で、数々の言動があります。例えば、私が信頼する議員さんをやくざ呼ばわりをする。あるいは、雄武町において…。いや、山口 昌宏議員と言っていないじゃないですか。私語は慎んでください。

もっと問題なのは、雄武町って、われわれは友好関係にあるじゃないですか。雄武町さんとは。そこに、公人として会長が参られたときに、私が大事に思っている市民に対して、皆さん、同じです。その市民に対して、愚弄する発言を公の晩餐会の場でやっているんですね。

それはまだ同じ市民なので、そこは私も 100 歩譲っても、そのときに町民の皆さんに対しても愚弄する発言も彼はしているんですね。それで、それは、何と言ったか言いません。それは私が炎上させることになるので、いいませんが。

それで実際に、役場の方から、われわれのところにこんなにひどいことをいわれたのは、初めてですって。本当に、友好関係を皆さんたちは、ちゃんと考えているんでしょうか、というところまでいわれた。

それと、先の…又聞きですので、誤りがあるかもしれませんが、複数の方から、県内の企業のセミナーがあったときに私の批判はいいですよ、至りませんから。この通りです。

ですが、図書館について、全く私どもに身に覚えのないような批判や CCC は一生懸命頑張っているのに、それに対して愚弄するような発言っていうのは、飲み屋とかだったらいいですよ。しかし、企業セミナーのところで、経営者やマスコミなどがいる場で、この発言は、公人としては認識が足りないんじゃないかと思います。

ですので、人間的にどうこういっているのは、ありません。私も公人、彼も公人、公人というのは、公人でふさわしい振る舞いがあって、しかるべきだと思います。そのときに、そのことをおっしゃる。

これは、市外の方から、本当に武雄市は大丈夫かって。武雄市に視察に連れて行こうと思っていたと言うが、商工会議所の会長があんなに言うなら行きませんって。そうなんです。私人としての発言と公人としての発言っていうのは、わかすべきだと。私がいうのもなんですが。

それと、びっくりしたのは、2 年前にいろいろありました。議会にもご迷惑をかけて、新武雄病院前が開所したじゃないですか。商工会議所の会長にもご案内をしています。欠席されました。僕はお体の調子が悪いとか、ほかの公務があるのかと思ったら、彼はゴルフをされていました。

あるいは、お祭り振興会。これは前の会長さんと、お付き合いがありませんけど、物産ま

つりは武雄市にとっては大事じゃないですか。今まで私が知るかぎり、一切来られていません。都合があるかと思いますが、前の会長はほぼ全回、来られました。

これはどうかなと思いますけど、先の参議院の選挙の集会が武雄市でありました。これが別に、僕は来なくても良いと思います。私は後援会長なので行きます。彼は来なくてもいいと思うけど、市内の目立つところで宴会をしなくてもいいじゃないですか。同じ場所でされると、実際どうなっているのかと、僕言われています。ですので、判断の余地があると思います、最後の件に関しては。

こういう性格ですので、すぐ言いますけど。これは商工会議所の皆さんとか、関係者の皆さんから3年間は我慢してくれと、市長も。

私は、公の場でも、私的の場でも商工会議所は大切なパートナーであるということから、一切の批判はしてきませんでした。一切の批判は、公的の場ではしていません。

今後私が聞いたところ、立候補されると。これは選挙なので、いいじゃないですか、そこで闘えばいいじゃないですかと。私は選挙権も、何もないですし。

それは内外の方々が、ぜひ止めてほしいと僕にいつてきた。なんでですかって言ったとき、前任者が手を挙げた場合は、選挙は成立しないというか、内々の慣習があるらしいんですよ。

私語はつつしんでください。

ですので、そういうことからすると、あなたが、ちゃんと言うっていうのは、最後のチャンスだとおっしゃる。

この議会で言うのが適切かというのは、あると思います。私も批判を受けたいと思います。皆さんご存じだと思いますけど、絶対的権力、ものはいえない。

あの方には。私は総理にも、刃向かってきました。あるいは、原口総務大臣にも異議を申し立ててきました。それは、市民価値を考えた場合、議論はオープンにすべきということで、市民の1人として言うべき必要があるだろうと。これは市長だから、つぶしにかかっているということじゃないです。私は、そういう性格ではありません。ですので、十分私はご批判を受けるでしょう。リスクはしよいます。これはぜひ申し上げたいと思う次第であります。

あとは、原会長さん。非常に立派だと思います。原会長さん、商工会議所の良心良識。私のこの発言についても、次の市長選で十分市民の皆さんの審判をいただきたい、このように考えます。いずれにしても商工会、商工会議所とは今まで以上にパートナーシップを組みたいと、このように思っています。

議長／20番 川原議員。

川原議員／商工会議所、商工会、本当に、一緒になって、地域を盛り上げたい。

1日も早く企業誘致ができますように、お願い致しまして、これで私の一般質問を終わらさ

せていただきます。

議長／以上で、20 番 川原議員の質問を終了させていただきます。ここで、モニターの準備のため、10 分程度休憩いたします。